

# 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、齋養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人施設、介護老人保健施設、介護老人施設、介護老人施設】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め  
る観点から見直しを行う。【通知改正】

## 概要

### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一目的に記入できる様式を設ける。

### 3.(1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

#### 概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携を行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。**【告示改正、通知改正】**
  - ・看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
  - ・褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

## 4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、認知症対応型訪問介護看護★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護医療院】  
テーション★、短期入所生活介護★、介護老人共同生活介護★、介護、認知症対応型共同生活介護★、介護事業者による職業環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
    - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - 職員のキャリアアップに資する取組
    - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - 生産性の向上につながる取組
    - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

### 概要

## 4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

### 概要

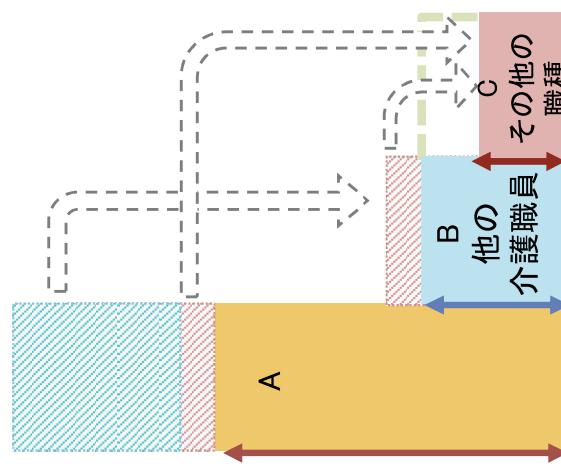
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護共同生活介護】  
介護、認知症対応型共同生活介護】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

### 現行

平均賃上げ額が

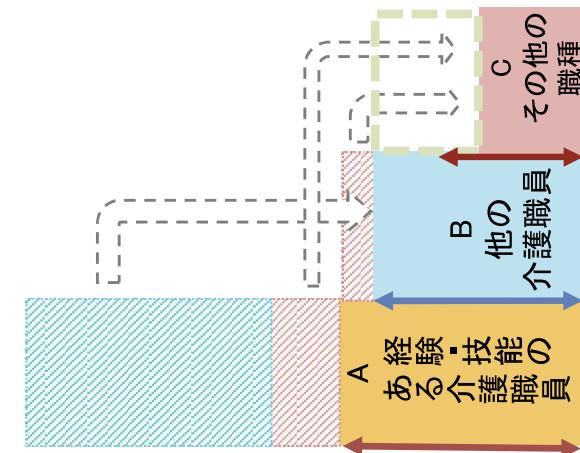
2以上 : 1 : 0.5以下



### 改定後

平均賃上げ額が

A > B 1 : 0.5以下



# 4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問看護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、短期入所生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

## 概要

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

## 単位数・算定要件等

		資格・勤続年数要件		単位数 (訪問入浴) (夜間訪問) (イ)6単位/回 (ロ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
		加算 I (新たに最上位区分)	加算 II (改正前の加算 I イ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪リハ) (療養通所) (イ)6単位/回 (ロ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続10年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続10年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護療養院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いすれか1つのみを算定することができます。

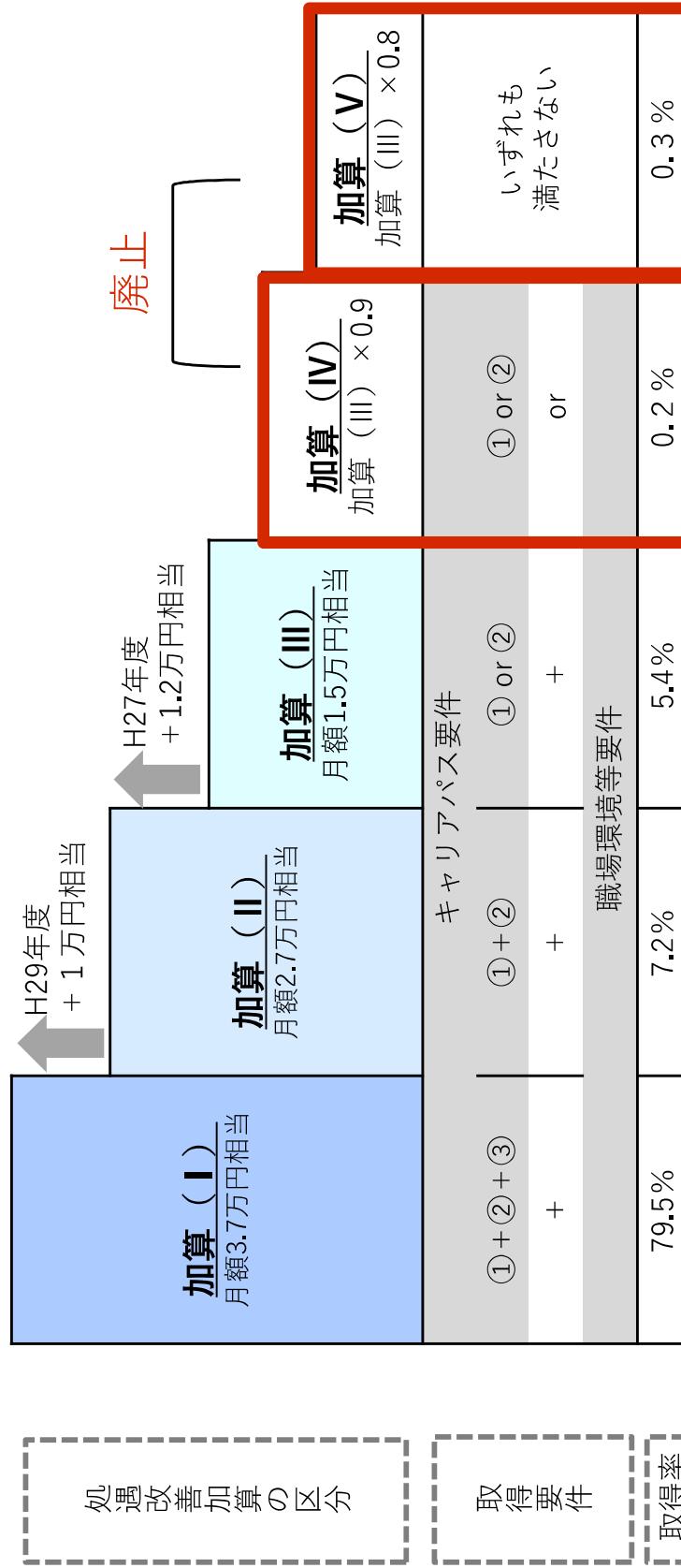
(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」である。

## 5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

- 概要
- 介護職員の際、令和のことです

【訪問介護、定期巡回・隨時巡回型訪問介護★、短期入所生活介護★、短期入所対応型訪問介護★、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護★、介護ショナリオ★、通所介護、地域密着型通所介護★、認知症対応型通所介護★、通所リハビリ、通所介護、療養介護、訪問介護、訪問小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。**【告示改正】**



## <キヤリアバス要件>

- 備すること

②貢献度向上のための評定基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設けること

一時的理財事件

- 職場環境改善のための賃金改悪を除く、職場環境等の改善

## 6.③ 基準費用額の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

### 基準費用額（食費）（日額）

$$<\text{現行}> \quad <\text{改定後}> \quad \Rightarrow \quad 1,392\text{円}/\text{日} \quad 445\text{円}/\text{日} (+53\text{円})$$

《参考：現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

利用者負担段階	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯に課税者がいる者</li> <li>・市町村民税本人課税者</li> </ul>

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

基準額 ⇒食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額	基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額))
	第1段階	第2段階	第3段階	
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)